

ASEANにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	ATIGA原産地証明書発給遅れの問題	・ASEAN域内では、船足が短い為、ATIGAの原産地証明書Form Dが間に合わないことがある。 (継続)	・出荷国で、船積み前のForm Dの発給を認めてほしい。	・ASEAN Trade in Goods Agreement (ATIGA)
	日機輸	(2)	ATIGA自己証明制度の遅延	・自己証明制度の手続きが遅い。	・全てのASEAN加盟国が自己完結できる自己認証制度の導入。	
	日機輸 日機輸	(3)	e-Atiga運用体制の不備	・e-Atigaが導入されている国(例:ベトナム)では書面の提出を求められている。 ・e-Atigaが導入されている国がシンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナムに限られている。	・全てのASEAN加盟国の早急な運用体制の確立。 ・早期の全てのASEAN加盟国への導入。	
	日機輸	(4)	フォームDの署名者の確認	・輸入者から輸入国の通産省からフォームDの署名者の確認が必要と言われた場合、輸入者から中継会社を経由して、さらに輸出者から生産者まで遡って発給機関に確認してもらう必要があり、作業が煩雑で時間がかかる。		
	日機輸	(5)	未再加工証明取得の煩雑さ	・中国ASEAN自由貿易協定(ACFTA)に基づいて中国産品を輸出する際に、香港経由で中継輸送(港、空港を経由のみ)する場合に中国検験(香港)有限公司が発行した「未再加工証明」が必要となり、証明書取得の費用と時間を削減するために、香港経由以外の輸送ルートを使わざるを得ないケースがあり、輸送リードタイム、ロジコストでデメリット。	・船荷証券もしくは航空運送状の内容で明らかにトランジットだけ(=未再加工)とわかるケースは、「未加工証明」を免除してほしい。	・中華人民共和国税関輸出入貨物優遇原産地管理規定(中国税関総署2009年第181号令、2009年3月1日施行) ・中国-ASEAN全面経済協力枠組協議貨物貿易協定 ・第三地域中継輸出貨物の未再加工証明の提出検査に関する公告(税関総署2003年第78号、2003年12月29日施行)
14 税制	日機輸	(1)	役務提供に関する租税条約上の取扱い	・海外にITシステムを納入する場合: - 日本の技術者からの役務提供、 - 現地技術者の役務を調達して、現地にて提供する場合の取り扱い、 について、各国との租税条約等をどこまで考慮すべきかが分からない。	・正しい情報提供をしてもらいたい。	
	日機輸	(2)	IT製品の現地購入に関する税務上の取扱い	・IT製品の場合、間接輸出が難しく、現地購入が原則である。	・システム導入責任者として、日本から現地機器の調達をする場合の税法や輸出関連のガイドラインが欲しい。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許審査の遅延・恣意性	・ASEAN各国における法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 (継続)	・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めたい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「翻意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
17	日機輸	(2)	知的財産権関連 情報データベース の未整備	・権利化・権利活用ニーズが高まる新興国において、裁判・訴訟件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (変更)	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。		
	自動部品	(3)	第三者による商標 出願	・中国以外のASEAN諸国でも第三者による商標出願が行われており、現地での製造、販売に支障をきたす事例が出始めている。経済産業省のご努力により、中国の悪意のある商標登録申請に対し厳正な審査が開始されている模様。 (内容・要望ともに追加)	・登録後の無効審判制度における登録取消制度の拡充。 ・他国で著名な商標の登録防止対策、審査段階での他国著名商標の調査。 ・中国での厳正な審査継続。		
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	ASEAN域内での 規則の不統一	・規制が国毎にまちまちで対応に工数がかかる。ASEAN地域内で制度の統一を図って欲しい。	・ASEANの地域統合のメリットを生かすためにも諸制度の統一を図っていただきたい。	
25	政府調達	日機輸	(1)	政府調達方針の 不統一	・各国政府に指定された部材・化学製品などが今後個別の国の法令により輸入手続きが異なることが懸念される。	・アジア太平洋諸国共通のプラットフォームを通じ、各国の輸入手続き情報が提供可能となるような見通しを希望する。	・Nil